取**級会先** 取扱金融機関 電、模、 取扱金融機関 申請期限の経営安定緊急 融資利率 か月以内) 金 **資金** 使途 への借格 信用保証料補助 制度の申請期限を3月31日ま 影響を受けた事業所への融資新型コロナウイルスによる (参考) 融資制度の概要 融資限度額 目までの支払利 0) 本融資からす。本融資からす。 運転資金、 5年以内 **8** 5 子回を目 町が全額補 ま (据置6 町がら の借 本融資 設備資 した 資 の 全 60

利子補給制度のご案内

補 助事業名	箱根町経営安定緊急融資利子補給 箱根町中小企業者災害復旧支援 融資利子補給	中小企業者等 災害復旧支援事業利子補給	感染症対策事業利子補給	観光産業融資利子補給
概要	町内で事業を営む中小企業者等が、 金融機関から借り入れた上記融資の 利子額を補助します。	令和元年台風19号の影響を 受けた町内中小企業等が、 同影響にかかる500万円超 の公的融資を令和2年3月 31日までに受けた場合に、 支払った利子の一部を補助 します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内中小企業等が、同影響にかかる500万円超の公的融資を受けた場合に、支払った利子の一部を補助します。	町内で観光事業を営む 中小企業者等が、事業 のために金融機関から 借り入れた設備資金の 利子額の一部を補助し ます。
受給要件	町の制度による上記融資を受けた中 小企業者等	・令和元年台風19号の影響を受けた町内中小企業等・り災証明または被災証明を受けている者・同一の事業に対して、町から他の補助金の交付を受けていない者	上記公的融資を受けた町内中小企業等 ※ただし、国の新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の適用を受けるものは対象としません	・観光産業関連業種 ・町内で2年以上継続 して事業を営む中小 企業者等
受給要件(共通)	・町税などの滞納がないこと ・個人の場合は暴力団員でないこと ・法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと			
対象資金	(1)箱根町中小企業者災害復旧支援融資 箱根町経営安定緊急融資 (2)次の金融機関から融資を受けた資金 ・横浜銀行 ・スルガ銀行 ・さがみ信用金庫	(1)運転資金・設備資金 (2)令和元年台風19号の豪雨 災害の影響にかかる500 万円超の公的融資	(1)運転資金・設備資金 (2)新型コロナウイルス感染 症の影響にかかる500万 円超の公的融資	(1)事業性設備資金 1千万円以上で、返済期間が10年以上 (2)次の金融機関から融資を受けた資金 ・横浜銀行 ・スルガ銀行 ・さがみ信用金庫 ・かながわ西湘農業協同組合
補助内容	・全額補助	・補助上限 1か月あたり1万円	・補助上限 1か月あたり1万円	・年間利子額の1% ・補助上限 年5万円
補給期間	【箱根町中小企業者災害復旧支援融資】 支払利子1回目から12回目まで 【箱根町経営安定緊急融資】 支払利子1回目から60回目まで	支払利子 1 回目から24回目 まで	支払利子 1 回目から24回目 まで	借入金の償還を開始し たときから36月以内
受付期間	2月28日(引まで		1月31日側まで	
	※令和3年1月~12月に支払った利子の申請受付です。		※令和3年1月~12月に支払った利子の申請受付です。	
照会先	・町内金融機関 ・観光課 ☎85 - 7410		観光課 ☎85 - 7410	





「塔之沢発電所と関連施設」が 土木遺産に認定されました!

令和 3 年 9 月28日に「塔之沢発電所と関連施設」が土木遺産に認定されました。箱根町内 では、「箱根地区国道 1 号施設群」「箱根登山鉄道」「荻窪用水と関連施設」に次いで 4 件目の認 定になります。

土木遺産とは、顕彰を通じた歴史的土木建造物の保存を目的としており、社会・土木技術者 へのアピールやまちづくりへの活用、失われるおそれのある土木遺産の救済などが促されるこ とを期待されています。

今回認定された「塔之沢発電所と関連施設」は、「明治42 (1909) 年に建設された水力発電 所で、当時最新の発電設備や国産技術を多用するなど明治期における水力発電の基礎を作り、 箱根の観光を支えてきた貴重な土木遺産」として認定されました。

およそ40万年前に始まった火山活動とその後の地形変化によって生ま れた急峻な地形と、箱根山地に降り注ぐ豊富な水を活用した水力発電 は、箱根らしさの象徴であり、ジオの恵みと言えるかもしれません。

100年以上もクリーンで 持続可能なエネルギーを 生み出し続けているんだ







堂ヶ島渓谷にある早川取水堰堤(左)から塔之沢発電所(右)までおよそ 3.2kmの導水路があり、その内2.9kmは山を掘ったトンネルとなっています。





「自然災害伝承碑」を紹介します 3

(国土地理院提供)

④豆相大震災殃死者霊位 1931年建立 箱根

昭和5 (1930) 年11月26日の早朝、丹那盆地付近を震源と したマグニチュード7.3の北伊豆地震が発生した。この地震 により土砂崩れが発生し、御料局(当時)の造林作業に従事 していた人たちの宿舎が芦ノ湖へ押し流され、8名が犠牲と なった。

こうやって調べたよ 石碑説明看板 芦ノ湖ー周・大涌谷コース 箱根探訪 ハンドブックなど





町では引き続き町内にある自然災害伝承碑の情報を募集しています。 今回紹介できなかった自然災害伝承碑は、次号以降に掲載します。

自然災害伝承碑ホームページ

https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html



自然災害伝承碑 ホームページ







